



響

H i b i k i



令和3年8月31日

本稿では、人権教育における「資質・能力」育成に焦点を当てています。基になる「人権教育の考え方」については、東信教育事務所だより響 令和2年度 第6号をご覧ください。



人権教育を通じて育てたい資質・能力

「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」

知的理解の徹底

人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。



人権感覚の育成

人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成すること。

- 自由、責任、正義などの諸概念の知識
- 人権の歴史や現状についての知識
- 国内外の法律や人権支援機関等に関する知識
- 人権侵害を予防するための実践的知識

知識的側面

- 自他の人権の尊重、多様性への肯定的評価
- 責任感、正義や自由の実現のために活動する意欲
- 人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

価値的・態度的側面

- 互いの相違を認め受容できる諸技能
- 他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力、感受性
- 能動的な傾聴や自己表現を可能とする技能
- 双方にプラスになるよう解決する技能

技能的側面

学校における人権教育の指導の課題

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できない。(中略) 児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。

出典：人権教育の指導法等の在り方について [第三次とりまとめ] 指導方法の在り方

学校教育については、人権教育が知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないことなどが指摘されています。

実践行動の力を付けていくためには、人権感覚を知的認識と結び付けて養っていくことが大切です。それが問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権と共に他者の人権を守るような実践行動に連なっていきます。





- コロナ禍において、最も大切にしたい人権教育はどんなことですか？
- コロナ禍にあって、これまで以上に差別や偏見についての指導を重ねているけれど、実生活で発揮されるようなものになっていないのではないかと。

令和3年度第1回東信地区人権教育連絡協議会アンケートより（5月13日）

このようなお悩みから、考えていただきたいことは2つあります。

- ① 差別や偏見が人のどのような心理から生み出されるものであるのかを考え、理解した上で指導にあたること。



コロナに関する差別や偏見について、その不当性を直接的に指導しても、子どもたちは十分にそのことはわかっています。

コロナに関わる差別や偏見は、コロナウイルスへの「無知」と「不安」から生み出されたと考えられます。子どもたちが抱く人としての「不安」の感情は受容しつつ、ウイルスに対して正確な情報を入手し「無知」である部分を学びによって補っていくことが大切になります。

参考：日本赤十字社HP「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」
法務省HP「コロナ差別解消に関する法務省の取組」

- ② 知的な認識が実践行動に結び付くために、何が必要なのかを見直すこと。



人権教育において「知る」ことは重要です。しかし、知識として認識したことを基に「差別しないようにしましょう」「解決に向けて立ち向かおう」と実践に向けて指導しても、それは知識を基に「ホームランを打ちましょう」と言っているようなもので、実践にはつながりません。

ホームランを打つためには、知識だけではなく体力や技術や感覚も必要です。さらに、継続した蓄積による体づくりも必要です。人権教育においても「知的な認識」を実践行動へ結び付けるために必要なことがあります。それが「人権感覚の育成」です。

人権感覚の育成のために

人権感覚の育成においてまず大切な事は、子どもたちにとって「互いの人権が守られ、人権が尊重されている状況」や「温かく楽しく安心できる環境」が当たり前にあることです。このような状況や環境に身を置き、それが当たり前である感覚としてしみこんでいる子どもは、自他の人権が守られていない状況や環境にあるとき、その違和感からいち早くその状況に気付くことができます。そして、学んだ知識とを結び付けて、それを払拭すべくその状況を変えていこうとします。

「学習活動づくり」
「人間関係づくり」
「環境づくり」

人権感覚を養う3つの基盤です。これらを念頭に置いた日常的な指導の中で、子どもの「協力」「参加」「体験」を中核とした学習形態の工夫をすることで、子どもたちにとってよい状況や環境はつくられていきます。

コロナ禍にある偏見等の例からも、人権教育が今ある差別や偏見を学び解決に向かうためのものに留まらず、差別や偏見に「気付く力」や「立ち向かう意志」そのものを養っていく、この先の未来で生きる教育活動であることが再認識できます。

コロナ禍だからこそということもありますが、人権教育の基盤はあくまでも日常的な指導です。教師の意図のあるないに関わらず、すべてが常に子どもたちに届いていくものであることも再認識し、子どもたちと向き合っていきたいものです。

